

令和4年度三重県立高等学校入学者選抜について

～受検者のみなさんへ～その3

三重県教育委員会

1 はじめに

令和4年度三重県立高等学校入学者選抜の後期選抜において、以下のとおり追々検査を実施します。このことについて、確認したうえで受検に臨んでください。

2 後期選抜追々検査の対象者について

次のア～ウのいずれかに該当する者は、希望により後期選抜追々検査を受検できることとします。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した者で、後期選抜及びその追検査を受検できなかった者

イ 保健所から濃厚接触者と特定され自宅待機等の期間にある者で、後期選抜及びその追検査を受検できなかった者

ウ 上記以外に、新型コロナウイルス感染症に関連して、後期選抜及びその追検査を受検できなかった者のうち、県教育委員会が認めた者

3 後期選抜追々検査の実施について

後期選抜追々検査は次のように実施します。

(1) 受検の手続

① 後期選抜追検査日の令和4年3月23日（水）17時までに、後期選抜追々検査の受検の希望を出身中学校等の校長を通して志願先高等学校長に申し出る。

② 以下の書類をすみやかに志願先高等学校長へ提出する。

- ・ 追検査受検願書（様式10）
- ・ 追検査の受検票（様式3）
- ・ 追々検査受検の理由を証明する書類（医師の診断書や「宿泊・自宅療養証明書」、または中学校等の校長の意見書）

(2) 期日・日程、会場及び検査内容

① 期日 令和4年3月29日（火）

② 会場 志願先高等学校（高等学校を会場とできない場合は教育委員会の設ける会場とする）

③ 検査内容 後期選抜と同じ検査内容で実施する。

ただし、夜間定時制課程で追加募集を行う高等学校については、追加募集と同じ検査内容で実施する。

(3) 合格者の決定

① 入学定員を満たしていない高等学校

入学定員内で合格者を決定する。

② 入学定員を満たしている高等学校

以下のいずれかの方法で合格者を決定する。

ア 追検査の受検予定者数が入学定員の5%以内である場合には、追々検査の受検予定者も入学定員に加えて合格とすることができる。

イ 追検査の受検予定者数が入学定員の5%を超える場合には、案分した合格予定者数内、またはすでに合格予定者数に達している場合には入学定員に加えて合格とすることができる。

(4) 合格者の発表

令和4年3月30日（水）13時30分に、志願先高等学校において受検番号を掲示し、発表する。